

令和3年5月7日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎 殿

高等学校歴史教科書採択について（請願）

教育を良くする神奈川県民の会  
代表 新井 三男

1. 請願事項

下記のいずれかに該当する高等学校歴史教科書を採択しないでいただきたい。

- (1)「従軍慰安婦」という用語の記述があるもの。
- (2)「慰安婦」が官憲により「強制連行」されたかのように表現しているもの。
- (3)朝鮮半島から内地に移入した人々を、「強制連行された」「強制的に連行された」「連行された」などと一括りに表現しているもの。
- (4)戦時の「募集」「官斡旋」及び「徴用」による労務を「強制労働」などと表現しているもの。

2. 請願理由

政府は令和3年4月27日の閣議で、慰安婦問題や強制労働等についての質問主意書に対する答弁書を決定しました。

答弁書では、政府が調査した公文書等の資料に「従軍慰安婦」という用語はないこと、また、「(従軍)慰安婦」が軍により「強制連行」されたという虚偽の言説が、新聞報道などにより流布された経緯を踏まえ、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招く恐れがあり不適切であるとしています。

さらに、「強制連行」「強制労働」に関しては、朝鮮半島から移入した人々の経緯は様々であり一括りに「強制連行された」などと表現することは不適切であること、国民徴用令に基づく「徴用」は法令に基づくもので「強制連行」などには当たらないこと、「募集」「官斡旋」「徴用」による労務は「強制労働に関する条約」が定める「強制労働」に該当しないとしています。

つきましては、このような用語や表現のある教科書は、生徒に誤解を与える恐れがあることから、採択しないように請願いたします。

